

入札説明書

高知県公安委員会の所管する施設で使用する電気

高知県警察本部会計課

高知県公安委員会の所管する施設で使用する電気の調達に係る入札公告（令和3年8月17日付け）に基づく入札等については、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 件名

入札対象施設一覧による

(2) 規格・内容等

別紙仕様書のとおり

(3) 供給場所

入札対象施設一覧による

(4) 入札方法

入札に当たっては、入札公告1の(3)で示す納入期間の電気料金を考慮するものとし、入札書に記載する金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価、1kw当たり）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価、1kwh当たり）を根拠とし、仕様書別紙で提示する月別予定最大需要電力及び月別予定使用電力量等に基づき算出した各月の対価の年間総額を入札金額とする。

ただし、年間総額を算定する際は、力率は100%とし、予定使用電力量に伴う燃料費調整額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

(4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程(平成23年3月高知県訓令第1号)第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

3 入札参加資格の審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望する者は、知事が別に定める「競争入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)」に必要事項を記入の上、必要書類を添付して、令和3年9月1日(水)までに高知県会計管理局総務事務センター会計・物品担当へ提出すること。同日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。

また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、入札参加資格が与えられないことがある。

(競争入札参加資格審査申請に関する照会及び審査申請書の提出先)

所在地 高知市丸ノ内一丁目2番20号

機関名 高知県会計管理局総務事務センター 会計・物品担当

電話 088-823-9788 FAX 088-823-9266

メールアドレス 180301@ken.pref.kochi.lg.jp

URL <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180301/>

4 入札参加希望者の手続等

- (1) 入札に参加を希望する者は、次の書類を封筒に入れて封かんし、持参又は郵送(入札書を郵送する際は書留郵便)により提出すること。

詳細については、別添「入札参加申請書等及び入札書等の送付の仕方について」による。

なお、提出書類に関して説明を求められた場合は、応じなければならない。

ア 入札参加申請書(様式1)

イ 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類

ウ 国又は地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回(2回以上)にわたって締結し、これらの契約を誠実に履行している場合は、その契約書の写し(各1部)

エ 入札書(様式2)

オ 年間総額内訳書(様式3)

- (2) 入札書等の提出期限及び提出場所

ア 入札参加申請書等(4(1)ア、イ及びウ)

(ア) 提出期限

令和3年9月7日(火) 午後5時(必着)

(イ) 提出場所

郵便番号780-8544 高知県高知市丸ノ内二丁目4-30

高知県警察本部警務部会計課用度係 電話番号088-826-0110(内線2252)

イ 入札書及び年間総額内訳書(4(1)エ及びオ)

提出期限

令和3年9月28日(火) 午後5時(必着)

提出場所

ア(イ)と同じ。

(3) 入札保証金

高知県契約規則第9条及び第10条の規定による。

5 仕様書等に関する質疑回答

仕様書の内容等について質問がある場合は、次により提出すること。

(1) 提出期限

令和3年8月27日(金) 午後5時(必着)

(2) 提出場所

高知県警察本部警務部会計課用度係 FAX 088-872-0868

(3) 提出方法

質疑書は別添様式4により作成し、FAXにより送付すること。これ以外の方法(郵送、電話)による質疑には回答しない。

また、質疑書提出時には、必ず送付した旨を電話で警察本部警務部会計課用度係に伝えること。

(4) 質疑に対する回答

令和3年9月3日(金) 午後5時までにFAXによりまとめて回答を行う。

6 入札について

(1) 入札執行回数

初回入札を含め、2回を限度とする。初回入札で予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、日時及び場所を別に定めて再度入札を行う。

(2) 再度入札を行っても、なお予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定する随意契約の折衝を行うことがある。

(3) 入札書の記載事項

ア 入札日の年月日

(提出日 (令和3年8月17日から令和3年9月28日までの間))

イ 入札参加者の住所、氏名 (法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の職名、氏名) 及び押印 (法人の場合は、代表者印の押印)

ウ 代理人が入札する場合は、委任状を提出の上、入札参加者の住所、氏名及び代理人であることを表示並びに当該代理人の住所、氏名及び押印

なお、委任状については、入札参加を希望する施設が複数ある場合、まとめて作成することができる。

エ 入札金額

オ 件名

(4) 入札封筒の作成方法

入札書及び年間総額内訳書を封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に件名、開札日及び会社名を記載すること。

なお、詳細については、別添「入札参加申請書等及び入札書等の送付の仕方について」による。

(5) 留意事項

ア 入札者は、その提出した入札書の取り換え、変更又は取消をすることはできない。

イ 入札金額は、1円未満の端数をつけることはできない。1円未満の端数を付けた場合は、その端数の金額は記載のないものとして取り扱う。

ウ 入札書の記載事項について訂正又は加筆した時は、その箇所に押印しなければならない。ただし、金額は訂正することができない。

エ 年間総額内訳書は、入札書と代表者印で割印をすること。

オ 入札公告等の記載以外の事項は、別紙「電力需給契約にかかる一般競争入札心得」による。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期又は取り止めることがある。

ア 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。

イ 入札を公正に執行することができない事情があると認められるとき。

7 開札の日時及び場所

入札対象施設一覧のとおり。

8 落札者の決定

(1) 高知県契約規則第15条の規定に基づいて決定された予定価格の制限の範囲内で最

低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときには、直ちにくじを引かせて落札者を決定するものとする。落札者となるべき者のうち、入札書を郵便により提出した者及びくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員が入札者に代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

また、くじへの参加は、辞退することができない。

9 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約条項
電力需給契約書（案）のとおり。

10 契約保証金

高知県契約規則第 39 条及び第 40 条の規定による。

11 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、当該入札参加者及び当該契約の相手方の負担とする。